

最終更新：2023年5月17日

FAQ（よくあるご質問と回答）

Q 新しい生物種の発見とは新種記載までを含みますか？

A 本研究助成の「新しい生物種の発見」には、未記載種の発見から新種の記載までを広く含みます。また、募集要項にあるとおり、新たな生物種のみならず、その生態や機能の解明や、海洋での発見を支援する新しいデータや技術に関する研究に対して助成します。

Q 誰が申請できますか？個人での申請は可能ですか？

A 代表研究機関は、原則として非営利研究機関（財団法人や社団法人、NPO 法人、大学等の学校法人、非営利活動を目的とした任意団体等）が対象になります。営利企業や個人は対象外です。共同研究機関は、非営利機関も OK です。いずれの場合も、国籍は問いません。

Q 日本の組織とはどういう意味ですか？

A ここで言う日本の組織とは、日本国内に本部がある組織（営利・非営利、学術研究機関等であるか否かを問わない）のことです。応募の際、具体的にどのような形で日本の組織に所属している人物、あるいは海外の組織に所属している日本人の参加を計画しているのかに関しては、申請書の「日本の組織または日本人の参加に関する計画」において詳述してください。

Q 会計年度はどのようにになっていますか？

A 4月1日～翌3月31日です。

第1事業期間は2023年11月から2025年3月末までの契約となります。2025年3月だけでなく、2024年3月の時点でも会計報告を提出いただきます。

Q 助成申請額の上限はありますか？

A 1件あたり最長3年5か月（第1-3事業期間合計）で300万米ドルが予算の上限です。日本円では4億円程度（1 USD=133.53円換算で計算した場合）が上限となります。事業期間毎の予算の上限は定めていません。

Q 申請する事業に関し、他の組織からも助成を受けることは可能ですか？

A はい。ただし完全に同じ課題への使途は不可とします。複数の課題が補い合って一つのテーマを追求することはかまいません。

Q 英語以外で申請書を作成することは可能ですか？

A いいえ。申請書は必ず英語で作成して下さい。

Q 予算書を作成するにあたり、留意すべきことは何ですか？

A 予算書では、事業の実施に必要な経費を活動別に計上してください。

Q 助成金を人件費や間接経費に使うことは可能ですか？

A はい。ただし計上される経費は、申請された事業の遂行に関わる経費であることが条件です。また、審査の結果、申請助成金額から減額して採択される場合があります。

Q 第1事業期間のみの申請は可能ですか？

A いいえ、第3事業期間までで計画を立ててください。

Q 申請書を郵送やFAXで送付することは可能ですか？

A 申請書の送付はメールでのみ受け付けます。郵送やFAXでは受け付けません。

Q 助成はいつ決定し、いつから使うことが出来ますか？

A 原則として、審査結果は10月に決定予定です。助成金が適用される支出は、事業実施者と財団との間で取り交わす「助成契約書」に記載される事業開始日（11月1日を予定）以降に発生したものとなります。

Q 助成金の支払いはどのように行われますか？

A 財団と代表機関で「助成契約書」を締結した後、2~3回に分けて助成金を指定の口座へ振り込みます。2回に分けて振り込む場合は、最初の支払いは契約書の締結日の翌月末まで、2回目の支払いは中間報告提出後を予定しています。第1事業期間では3回に分けて支払う可能性があります（2回目の支払いは中間報告提出後の2024年4月頃を予定）。決算額が送金額よりも低い場合は、差額を返金していただきます。

Q Feasibility Study(FS)課題としての申請は可能ですか？

A 最初からFS課題のカテゴリーでは募集しておりません。現時点では正規課題としての採択は難しいと判断された場合、実現可能性を見極めることを条件にFS課題として採択されることがあります。その場合は第1事業期間で上限30万米ドルを上限とした計画・予算を再提出いただきます。

Q 共同研究機関もSPFと助成契約を結ぶのですか？

A SPFと助成契約を締結するのは代表機関のみです。代表機関が研究報告書や経理書類を

とりまとめます。代表機関には共同研究機関との間で個別契約（共同研究契約、委託研究契約等）を締結していただきます。個別契約のフォーマットや内容の指定はありません。

Q 共同研究機関への送金はどのようにすればよいですか？

A 共同研究機関への送金方法は代表機関と共同研究機関で協議のうえ、個別契約で決めていただきます。SPFは研究期間中の為替変動には対応しません。

Q 積算書で共同研究機関の予算はどのように書けばいいですか？日本と海外の研究機関でチームを組む場合、2通貨建ての積算は可能ですか？

A 同一の通貨（米ドルまたは日本円）を採用の上、シートを分けて作成してください。当財団から代表機関への送金はその通貨で行います。ただし、代表機関から共同機関に、別の通貨で送金することは妨げません。

Q 中間・完了報告書と成果報告書は別のものですか？

A 両者は別のものです。中間/完了報告書は、研究の進捗状況/事業の完了を報告する事務的な書類で、支払いなどの事務手続き上必要なものです。成果報告書は、研究の成果に関する実質的な報告書です。